# 1 公害の防止

## (1) 大気汚染



<第1-1-1表> 区の測定室の測定項目

	No. 1 and 1		採気口				測定	項目			
	測定室名	所在地	高さ(m)	SO2	NOX	OX	CO	SPM	NM HC	気象	騒音
	区役所前	杉並区役所 杉並区阿佐谷南 1 -15-1	4.0	0	0	0	0	0		0	0
区	富士見丘	区立富士見丘小学校 杉並区上高井戸 2-16-13	1 6	0	0	0	0	0	0	0	0
施設	高円寺	清掃事業所 杉並区高円寺南 2-36-31	4.0		0		0	0		0	
	久我山苗圃	久我山苗圃 杉並区久我山 2-7	1.6		0						

#### 参考 都の測定室の測定項目

者	下井草	区立中瀬中学校 杉並区下井草 4-3-29	4.4	0		0			
施設	杉並一般	区備蓄倉庫隣 杉並区久我山 5-36-17	4.2	0	0	0	0	0	

SO2:二酸化硫黄 NOX:窒素酸化物 OX:光化学オキシダント CO:一酸化炭素 SPM:浮遊粒子状物質

NMHC: 非メタン炭化水素

<第1-1-2表> 19年度の区測定室の環境基準適合状況

測定室名	測定室に面した幹線道路	1	上硫黄 )2)	二酸化窒素 (NO2)	一酸们(C		光化学 オキシダント (OX)	物	立子状 質 PM)
	70177722	短期	長期	長期	短期 長期		短期	短期	長期
区役所前	青梅街道	0	0	0	0	0	×	×	×
富士見丘	放射 5 号線	0	0	0	0	0	×	0	0
高円寺	環状七号線	_	_	0	0	0	_	0	0
久我山苗圃	_	_	_	0	_	_	_	_	_

○:達成 X:非達成

## 二酸化硫黄(SO2)

			環境基	準の適否を判定	する値	
測定室名	測定室に面し た幹線道路		lかポクケ H	1時間値が環 境基準を超え た時間数	2%除外值 ppm	年度平均値 ppm
区役所前	青梅街道	1 時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、か		0	0.004	0.001
富士見丘	放射 5 号線	つ、 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。		0	0.006	0.003

## 二酸化窒素(NO2)

測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適 否を判定する 値 98%値 ppm	年度平均値 ppm
区役所前	青梅街道		0.051	0.032
富士見丘	放射 5 号線	1 時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmま	0.0 .	0.030
高円寺		でのゾーン内、またはそ れ以下であること。	0.052	0.032
久我山苗圃	_		0.042	0.021

### 一酸化炭素(NO)

			環境基準	の適否を判	定する値	
測定室名	測定室に面した幹線道路		が環境基準 を超えた日	平均値 8 時間平均 環境基準 値が環境基 2%除外 遅えた日 準を超えた ppm 回数		年度平均値 ppm
区役所前	青梅街道	1 時間値の 1 日平均値 が 10ppm 以下であり、	0	0	1.6	0.8
富士見丘	放射 5 号線	かつ、1時間値の8時		0	1.1	0.5
高円寺		間平均値が 20ppm 以 下であること。	0	0	1.1	0.5

### 光化学オキシダント (OX)

測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適 否を判定する 値 1時間値が環 境基準を超え た時間数	年度平均値 ppm
区役所前	青梅街道	  1時間値が 0.06ppm	286	0.019
富士見丘	放射 5 号線	以下であること。	439	0.025

### 浮遊粒子状物質 (SPM)

			環境基準	#の適否を判	定する値	
測定室名	測定室に面した幹線道路		が環境基準 を超えた日		2%除外值 mg/m³	年度平均値 mg/m³
区役所前	青梅街道	1時間値の1日平 均値が0.10mg/㎡以		2	0.073	0.031
富士見丘		写値か 0.10mg/ m 以 下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/㎡	0	0	0.067	0.034
高円寺		時間値が <b>0.20mg</b> /m 以下であること。	0	0	0.050	0.024

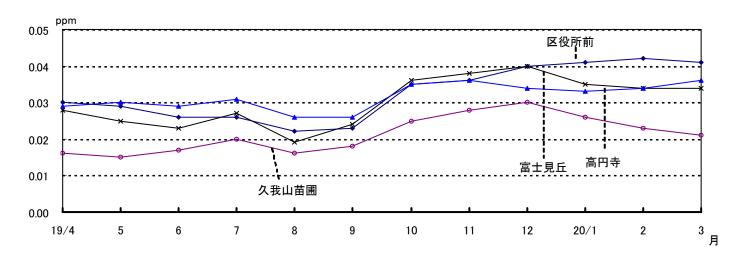
## <第1-1-3表> 大気汚染常時測定の測定結果

項目別月平均値

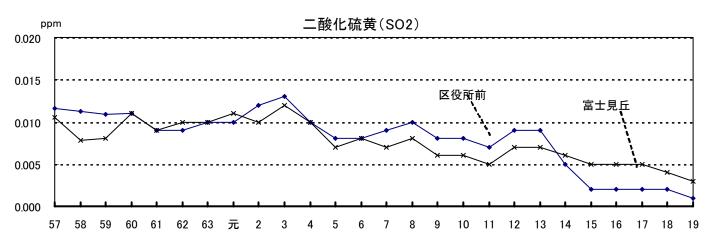
(単位:ppm、浮遊粒子状物質のみmg/m³)

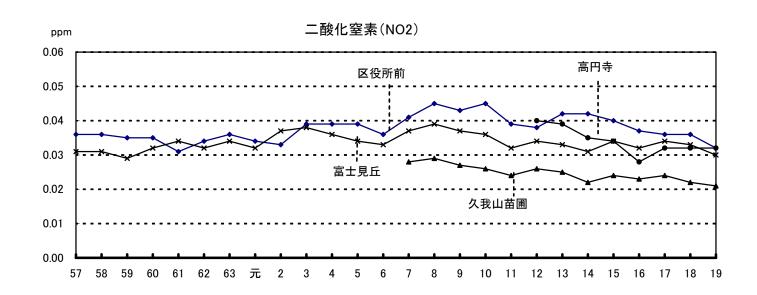
タロかカー					\	1	hhiii'	17 ~~ 1-	- , , , ,	- ,	/6/	/		
項目	月 測定室名	19/4	5	6	7	8	9	10	11	12	20/1	2	3	19 年度 平均値
	区役所前	0.030	0.029	0.026	0.026	0.022	0.023	0.035	0.036	0.040	0.041	0.042	0.041	0.032
二酸化窒素	富士見丘	0.028	0.025	0.023	0.027	0.019	0.024	0.036	0.038	0.040	0.035	0.034	0.034	0.030
一跃旧主州	高円寺	0.029	0.030	0.029	0.031	0.026	0.026	0.035	0.036	0.034	0.033	0.034	0.036	0.032
	久我山苗圃	0.016	0.015	0.017	0.020	0.016	0.018	0.025	0.028	0.030	0.026	0.023	0.021	0.021
	区役所前	0.022	0.023	0.017	0.022	0.016	0.018	0.048	0.066	0.084	0.068	0.059	0.044	0.040
一酸化窒素	富士見丘	0.015	0.013	0.011	0.020	0.009	0.016	0.035	0.046	0.067	0.039	0.028	0.021	0.027
故旧至帝	高円寺	0.014	0.013	0.017	0.028	0.018	0.022	0.037	0.049	0.061	0.043	0.032	0.026	0.030
	久我山苗圃	0.004	0.005	0.005	0.007	0.004	0.006	0.011	0.019	0.037	0.018	0.008	0.009	0.011
二酸化硫黄	区役所前	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001
一敗化伽典	富士見丘	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003
	区役所前	0.7	0.7	0.5	0.4	0.4	0.5	0.9	1.1	1.2	0.9	0.8	0.8	0.8
一酸化炭素	富士見丘	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.6	0.5	0.5	0.5
	高円寺	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.6	0.7	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5
光化学	区役所前	0.031	0.035	0.025	0.022	0.038	0.021	0.015	0.007	0.005	0.007	0.009	0.018	0.019
オキシタ゛ント	富士見丘	0.034	0.043	0.037	0.030	0.041	0.025	0.017	0.011	0.009	0.013	0.019	0.027	0.025
	区役所前	0.028	0.033	0.032	0.042	0.040	0.030	0.030	0.029	0.032	0.024	0.021	0.031	0.031
浮遊粒子状 物質	富士見丘	0.027	0.032	0.034	0.039	0.039	0.038	0.032	0.037	0.036	0.030	0.030	0.031	0.034
	高円寺	0.025	0.027	0.027	0.031	0.031	0.024	0.024	0.023	0.024	0.018	0.015	0.022	0.024
全炭化水素	富士見丘	1.98	1.99	2.02	2.09	1.97	1.85	2.09	2.16	2.29	2.15	2.05	2.07	2.06
非メタン 炭化水素	富士見丘	0.10	0.11	0.16	0.19	0.15	0.14	0.18	0.24	0.32	0.20	0.13	0.14	0.17

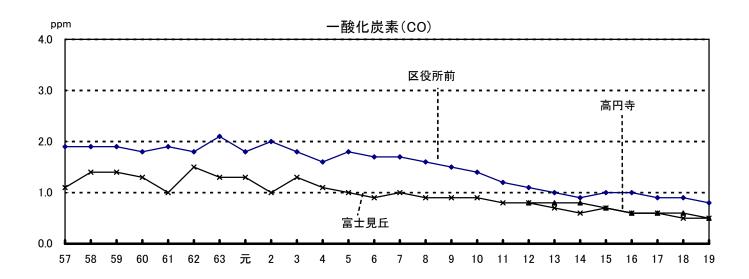
#### 〈第1-1-2 図〉 二酸化窒素の月別変化(月平均値)

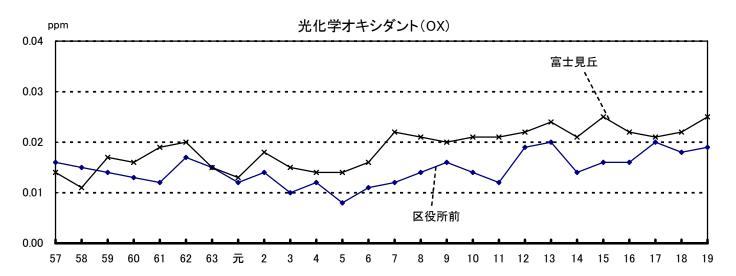


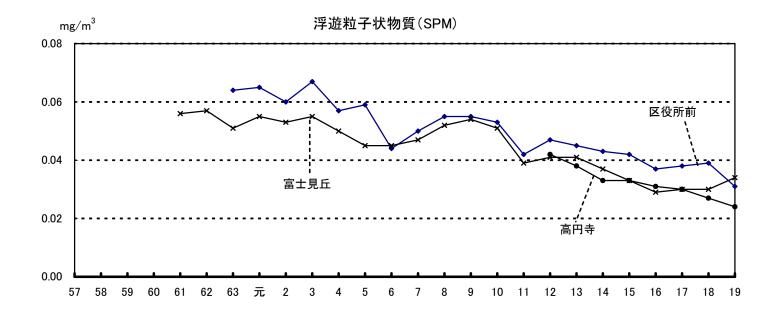
<第1-1-3図> 大気汚染物質の経年変化(年平均値)











<第1-1-4表> 大気汚染に係る環境基準及び基準項目の特性

	環境基準	主な発生源	健康への影響
二酸化硫黄	1 時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、か つ、1 時間値が 0.1ppm 以 下であること。	石油や石炭などに含まれて いる硫黄分が燃焼して発生 します。大部分がビルや工 場などから排出されます。	呼吸器系疾患の原因となります。
二酸化窒素	1 時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm ま でのゾーン内、またはそれ 以下であること。	燃料に含まれる窒素分が燃 焼するときやその時の高温 で空気中の窒素ガスが酸化 されて発生します。	呼吸器系疾患の原因となります。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm以下であり、かつ、 1時間値の 8 時間平均値 が 20ppm 以下であるこ と。	不完全燃焼にともない発生 します。主に自動車から排 出されます。	血液中のヘモグロビンと 結びつき、体内組織への 酸素の供給を妨げて、中 枢末端神経の麻痺や機能 障害を起こします。
光化学 オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下 であること。	窒素酸化物や非メタン炭化 水素が太陽光線で光化学反 応を起こして二次的に生成 される酸化性物質。主な物 質はオゾンです。	目や喉の粘膜を刺激します。
浮遊粒子状物質	1 時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下であり、か つ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。	大気中に長期間浮遊している微粒子で、粒径が 10µm 以下のものです。工場から の媒塵や粉塵、ディーゼル の黒煙、土ぼこりなど多種 多様です。	気管支や肺胞まで進入し て呼吸器系疾患の原因と なります。
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m³ 以下であること。	ベンゼン製造施設、コークス炉、ガソリンなどの貯蔵・供給施設、自動車などです。	大量に吸入すると急性中 毒を起こし、頭痛、めま い、吐き気などがあらわ れ、死亡することがあり ます。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以 下であること。	金属製品の洗浄剤、溶剤、 低温用溶媒などに用いられ ています。このうち、約8 割が金属製品の洗浄剤とし て使用されています。	頭痛、吐き気、麻酔作用、 肝臓障害をもたらし、発 ガン物質である可能性が 高いといわれています。
テトラクロ ロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以 下であること。	ドライクリーニング用洗浄 剤、金属製品洗浄剤として 広く用いられています。	頭痛、めまい、肝臓障害 をもたらし、発ガン性の 疑いもあります。
ジクロロメタン	1年平均値 0.15mg/m³以 下であること。	金属製品の洗浄剤、脱脂用 溶剤、塗料のはく離剤など に用いられています。	中枢神経に対する麻酔作用があり、高濃度の吸収で精巣毒性の可能性。 マウスへの発ガン性有。

<環境基準による大気汚染の評価について>

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価がある。

通達では、二酸化硫黄\*1、一酸化炭素\*1、浮遊粒子状物質\*1について短期的評価と長期的評価の二つの方法がある。二酸化窒素\*2については長期的評価、光化学オキシダント\*1については短期的評価が定められている。

一般に、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われている。

#### 1 短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

#### 2 長期的評価

(1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。

(2) 二酸化窒素の場合

年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と比較して評価する。[(1)、(2)とも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができない。]

- ※1 昭和48年6月12日付環大企143号「大気汚染に係る環境基準について」
- ※2 昭和53年7月17日付環大企262号「二酸化窒素に係る環境基準の改正について」

## ◇自動車排出ガス測定

〈第1-1-5表〉 窒素酸化物連続測定結果

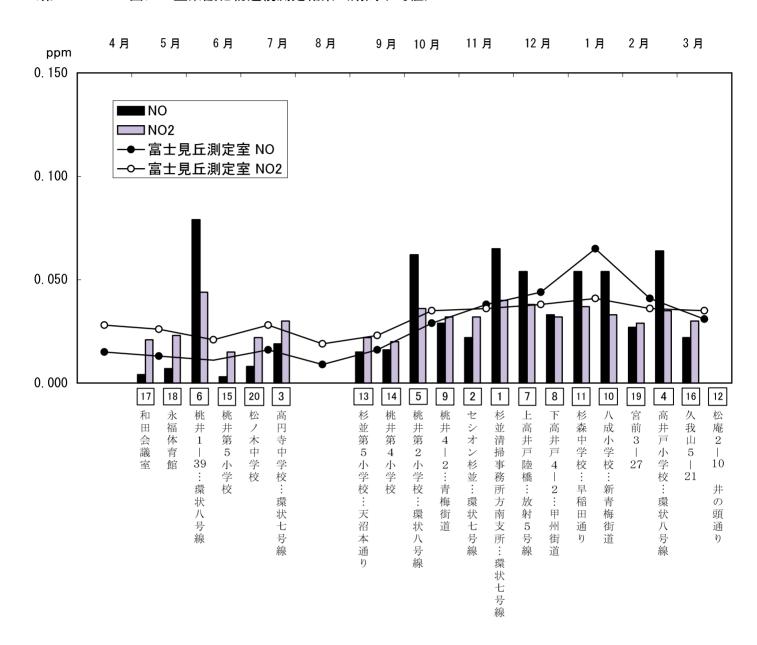
単位:ppm

〈第1一1一5	- 3X	〉			<u> </u>	はみりょかせせ	<b>=</b> 1	(NOO)		甲位:ppn 一酸化窒素(NO)				
	\		測定項目		F	酸化窒素	<b>苓</b> (	(NO2)			一酸化量	.素(NO	)	
調査地 点に面 した幹 線道路		調査地点	調査期間	期間 平均値		1時間最大値	ر	06ppm を えた日と 割合*1	富士見丘 測定室と 比較 *2	期間 平均値	日平均最大値	1時間最大値	富士見 丘測定 室と比 較 *2	
	1	清掃事務所 方南支所	19.10.15~19.11.5	0.040	0.058	0.078	0	0.0	1.1	0.065	0.110	0.233	1.7	
環状七号線	2	セシオン杉並	19.10.15~19.11.5	0.032	0.052	0.066	0	0.0	0.9	0.022	0.047	0.123	0.6	
	3	高円寺中学校	19. 6.18~19. 7. 9	0.030	0.043	0.070	0	0.0	1.1	0.019	0.040	0.145	1.2	
	4	高井戸小学校	20. 1. 7~20. 1.28	0.035	0.054	0.079	0	0.0	1.0	0.064	0.122	0.301	1.6	
環状八号線	5	桃井第二小学校	19. 9.26~19.10.15	0.036	0.049	0.071	0	0.0	1.0	0.062	0.109	0.310	2.1	
	6	桃井1-39	19. 5.28~19. 6.18	0.044	0.058	0.082	0	0.0	2.1	0.079	0.134	0.377	7.2	
放射 5 号線	7	上高井戸陸橋	19.11.5~19.11.26	0.038	0.050	0.082	0	0.0	1.0	0.054	0.125	0.279	1.2	
甲州街道	8	下高井戸4-2	19.11.5~19.11.26	0.032	0.046	0.074	0	0.0	0.8	0.033	0.083	0.186	0.8	
青梅街道	9	桃井4-2	19. 9.26~19.10.15	0.032	0.046	0.068	0	0.0	0.9	0.029	0.052	0.118	1.0	
新青梅街道	10	八成小学校	19.11.26~19.12.17	0.033	0.046	0.075	0	0.0	0.8	0.054	0.136	0.350	0.8	
早稲田通り	11	杉森中学校	19.11.26~19.12.17	0.037	0.053	0.890	0	0.0	0.9	0.054	0.141	0.277	0.8	
井の頭通り	12	松庵2-10	欠測	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
天沼本通り	13	杉並第五小学校	19. 9. 3~19. 9.26	0.022	0.047	0.078	0	0.0	1.0	0.015	0.032	0.075	0.9	
	14	桃井第四小学校	19. 9. 3~19. 9.26	0.020	0.041	0.070	0	0.0	0.9	0.016	0.035	0.079	1.0	
	15	桃井第五小学校	19. 5.28~19. 6.18	0.015	0.023	0.045	0	0.0	0.7	0.003	0.015	0.068	0.3	
	16	久我山5-21	20. 1.28~20. 2.18	0.030	0.042	0.065	0	0.0	0.9	0.022	0.044	0.131	0.7	
その他	17	和田会議室	19. 5.7~19. 5.28	0.021	0.039	0.060	0	0.0	0.8	0.004	0.019	0.079	0.3	
	18	永福体育館	19. 5.7~19. 5.28	0.023	0.041	0.077	0	0.0	0.9	0.007	0.022	0.096	0.5	
	19	宮前3-27	20. 1. 7~20. 1.28	0.029	0.052	0.077	0	0.0	0.8	0.027	0.081	0.206	0.7	
	20	松ノ木中学校	19. 6.18~19. 7. 9	0.022	0.036	0.060	0	0.0	0.8	0.008	0.020	0.075	0.5	

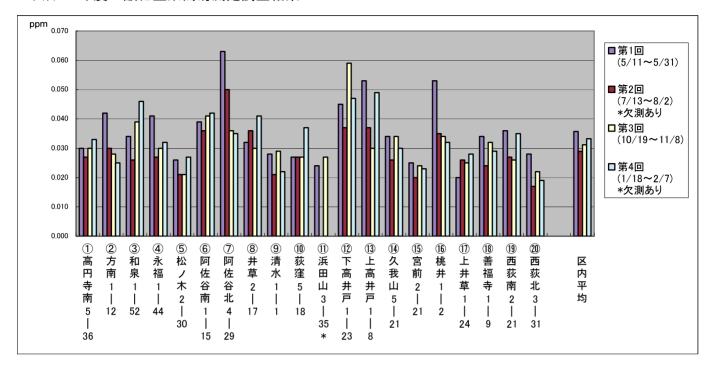
<sup>\*1 0.06</sup>ppmをこえた日と割合:割合(%)=0.06ppmをこえた日数:調査期間日数

<sup>\*2</sup> 富士見丘測定室と比較:期間平均値を同じ期間の富士見丘測定室(地上16mで採気)の平均値で割った値

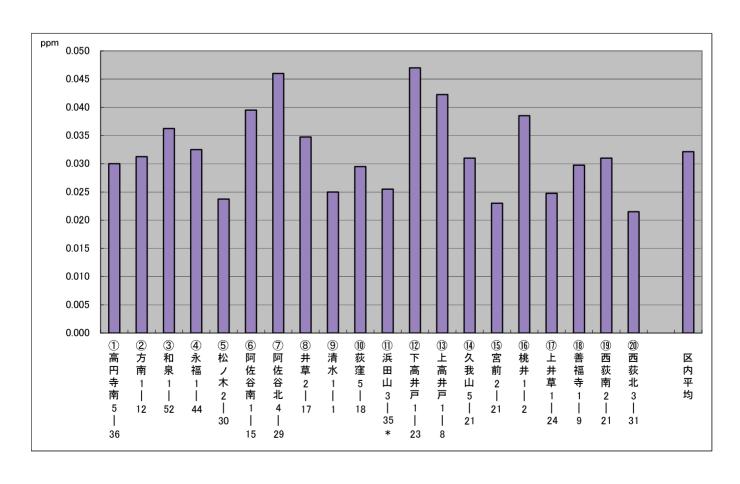
#### <第1-1-4図> 窒素酸化物連続測定結果(期間平均値)



### <第1-1-5図> 二酸化窒素簡易測定結果 平成19年度二酸化窒素簡易測定調査結果



平成 19 年度二酸化窒素簡易調査平均值



### <第1-1-6図> 自動車排出ガス測定地点

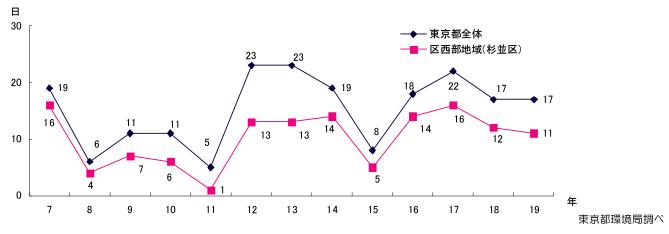


### ◇光化学スモッグ

<第1-1-6表> 平成19年の光化学スモッグ注意報発令状況(杉並区は区西部地域に属す)

回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
月日 地域	5/9	5/24	6/19	6/27	7/24	7/26	7/27	8/10	8/11	8/16	8/17	8/20	8/25	8/26	8/27	8/28	9/22
区東部	0	0	0						0	0		0	0	0			
区北部			0					0	0	0		0		0			
区西部	0	0				0	0	0	0	0		0	0	0	0		
区南部		0	0			0	0	0	0	0		0	0	0			0
多摩北部	0	0	0	0		0	0	0	0			0	0	0	0	0	
多摩中部	0	0		0		0	0	0	0		0	0	0	0			
多摩西部		0					0	0	0			0					
多摩南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
オキシダン ト最高濃度 ppm	0.134	0.135	0.154	0.128	0.136	0.160	0.154	0.163	0.193	0.169	0.145	0.164	0.155	0.175	0.132	0.134	0.130

#### <第1-1-7図> 光化学スモッグ注意報発令回数の経年変化



(注1) 警報は昭和 49 年・50 年に各1回発令

(注2) 発令地域は平成10年から8地域に変更(平成9年以前は4地域)

<第1-1-7表> 光化学スモッグによると思われる被害届者数 (単位:人)

地域	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
杉並区				157						16	2		
区西部(杉並区を除く	1		3	25				56		39	6		
区東部									1	90			
区北部				19		12		153		1		2	
区南部				35						1			
多摩北部				67		1		69	11	12	48		
多摩中部	4			30		3	32	56					
多摩西部													
多摩南部							20	76			191		
合計	5	0	3	333	0	16	52	410	12	159	247	2	0

<第1-1-8表> 光化学スモッグ緊急時基準及び措置

				措	置			
段	階	地域	発令の基準	緊急時協力 工場・事業場	自動車等	一般		
予	報	全域	高濃度汚染が予想されるとき(気象条件から)	燃料使用量の削減協力 要請	不要不急の自動車等 を使用しないよう協 力要請	<ul><li>○ばい煙排出 者に対し、自 主規制を協</li></ul>		
注意	新報	区東部	オキシダント濃度 0.12ppm 以上(1 時間値)	通常の燃料使用量より 20%程度削減勧告	当該地域を通過しな	力要請 ○屋外になる		
警	報	区北部区西部	オキシダント濃度 0.24ppm 以上(1 時間値)	通常の燃料使用量より 40%程度削減勧告	いよう協力要請	べく出ない 〇屋外運動は さし控える		
重緊急	大象報	区 南 部 多摩北部 多摩中部	オキシダント濃度 0.40ppm 以上(1 時間値)	通常の燃料使用量より <b>20</b> %程度削減命令	都公安委員会に対 し、措置をとるべく 要請	○被害のあっ た時は、保健 所に届け出		
学情	校報	多摩西部 多摩南部	<提供基準> オキシダント濃度 0.10ppm 以上(1 時間値)	_	_	る る		

### 光化学スモッグ発令地域の区分



光化学スモッグによる被害は、1940年代中頃のロサンゼルスで発生したのが最初といわれています。

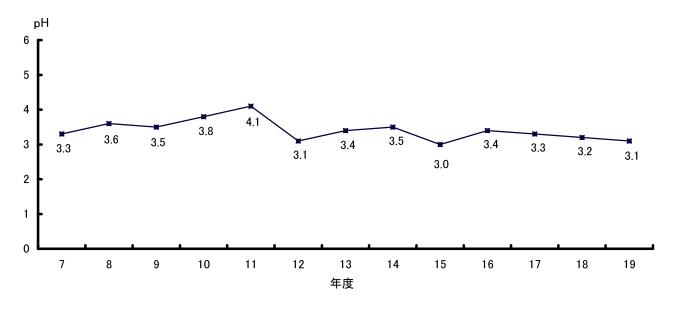
日本では昭和 45 年 7 月 18 日に杉並区内の私立東京立正高校で最初に発生し、以来 各地で夏期を中心に光化学スモッグによると見られる被害の報告があります。

### ◇ 酸性雨

降雨自動測定装置で降雨 0.5mm 毎にpHを測定。

0.5mm 毎の降雨強度が 15mm/時以下の降雨のpHを表記

#### <第1-1-8図> 雨水の pH 最小値の経年変化



<第1-1-8表> 平成19年度 酸性雨調査結果

項目	月	19/4	5	6	7	8	9	10	11	12	20/1	2	3
рН	最大値	6.4	5.3	4.9	4.9	5.5	5.9	5.1	4.8	5.5	5.0	5.4	5.4
рН	最小値	3.5	3.7	3.4	3.3	3.9	4.2	3.6	3.8	4.1	3.4	3.7	3.1
降水量 (mm)		147.5	105.5	68.0	246.0	36.5	227.5	122.0	44.0	75.5	18.5	51.5	108.0

<第1-1-9図> 平成19年度 雨水のpHの月別変化

